

「港湾を兵站基地にするな！」 「港湾労働者と戦争を考える」

～24春闘中央行動院内集会で訴える！～



我々は、24港湾春闘行動に掛け「24港湾春闘中央の一環として3月6～7日 動」を実施した。

そのなかで、3月7日8時00分より衆議院第1議員会館に於いて立憲民主党・国民民主党・社民党の議員先生方に来ていただき「港湾を兵站基地にするな！」の取り組みの経過と我々港湾労働者としての立場考え方について率直に訴えてきた。

そして、我々の意見陳情をきいていただくなかで、各政党の議員先生方の反応は我々の予想を上回るものであり、我々のこれまでの取り組みについてまさに賛同する意見が相次いだものとなった。

これまで、全国港湾・港運同盟として新橋駅前宣伝行動からはじまり産別労使

でも協議を重ねるなかで一定の成果をみいだすなか、此度の院内集会に於ける各政党議員の先生方との意見交換はまさに我々にとって「中間的」に大いなる成果であったと振り返るところである。

ほんとうに、地道な取り組みが未だ道半ばとはいえず「実を結んだ」といえる成果であったのではなからうか。

我々のこれまでの取り組みがまさに無駄ではなかったと思えた瞬間であった。この取り組み成果を踏まえ、我々は更なる行動と取り組みの強化で以て我々の「声」を社会的に更にアピルを続け、この間違っ

た岸田政権に対し「NO!」をつきつけよう!

続いて、院内集会後に実施した「丸の内デモ」に於いても我々の訴えが大いにアピールできたと感じた。

全国港湾・港運同盟ここにありき!
更なる取り組みの強化を実践しよう!

未だ道半ばとはいえず「港湾を兵站基地にするな!」の運動が実を結ぼうとしている!

(全国港湾委員長代行・日港労連委員長 竹内 一)

リレー随筆 「マッシュロー?」

全国港湾機関紙第372号を拝読中の皆様こんにちは



は。教官部員の石渡です。過去に何度か書いているのですが、私は趣味で写真撮影を撮っています。特に最近では自動車やバイクレースなどを撮っています。しかしながらレースのオフシーズンである真冬に撮る被写体がなく困っていたところに、ふと、アイデアが浮かんできました。

『そうだ！ボートレースに行こう!』

というわけで、今年に入り近場の戸田競艇場をメインに撮影をしていました。つい先日なのですが、江戸川競艇場で『G1江戸川大賞』という大きなレ

スが開催され全国から名だたるレーサーが参加していたので撮影に行きました。

1レースから撮影を行い、その日のメインレースである10レース目からの準備を楽しみにしていたのですが、なんと6レースを終えた時点で強風による高波で7レース以降のレースがすべて中止に…。

せっかく6レースまでの負け分を取り返そうとしてたのに、まさかの中止。失意のまま、江戸川名物である外れ舟券を食べてくれるヤギ『マッシュロー』にハズレ舟券を食わせて家路につきました。



あつ冒頭で撮影目的って書いていたけど、やっぱりレース場に行ったら少し位は賭けたくなるのが人間の性でありまして…最初こそ撮影メインで戸田競艇場に通っていたのですが、今ではボートレースそのものにハマってます(笑)。

今回は小島教官部員です。お楽しみに。

こくみん共済
全国労働者共済生活協同組合連合会 **coop**

港湾産別協定⑤1

～第10章51条石綿対策～

前回は、産別協定の第51条「石綿対策」を読み進めるに当たって、問題の本質には国に責任があるとの労使の認識から、行政を交えた対策の協議を進め、被害の対策と労使協定に至った経緯を紹介してきました。今回は、その原文を読んでいくことにします(以下、原文)。

第51条 石綿被災対策…石綿被害対策について、国の関与を求める等、労使一体となって取り組みを強化する。

第1項 アスベスト労使対策基金として確保した5億円の使途及び運用等について石綿対策小委員会が協議する。

第2項 日港協が策定する「石綿健康被害対応を行う会員を支援するための補助金支給要綱」について、全国港湾及び港運同盟は了解する。なお、本助成金の運用に当たっては下記に留意することとする。

①日港協は、会員企業の安定的かつ継続的な事業運営を支援するとの制度の趣旨を踏まえ、本助成金制度の適正かつ円滑な運営に努力すること。②会員企業は、本制度の趣旨を理解し、自主的かつ円満に解決できるよう努めること。なお、本労働組合から申し出があった場合、健康被害者等との円滑かつ友好的な話し合

いを促進するため本労働組合と協力するよう努めること。③日港協は、本制度の活用について、適宜、本労働組合に情報提供を行うこと。

第3項 石綿被災に対する国の責任については、その関与を労使一体となつて引き続き追求する。

第4項 石綿被災者の救済対策の国の関与を求め、四者協議を継続して行うこととし、その成果が得られるよう労使

を上げたのは1978年のことで、石綿ばく露作業に従事した労働者の疾病の業務上災害の認定についての通達を出します。しかし、ここには港湾労働者の荷役作業の例示が欠けていました。石綿のほぼ100%が船で輸入され、港湾労働者がはじめに石綿に触れることがわかっていたはずなのに、労災対象の例示から外していったのです。

その後、港湾労使が様々な安全対策を講じてきたことは、前回に紹介しましたが、こうした背景にあったからこそ、石綿被害の一義的責任は国にあるとの共通認識が生まれ、協定本文と第3項にこのことが書き込まれました。そのうえで、5億円の基金を確保することに合意(第1項)し、この基金は、巨額の被災補償を行わざるを得ない事業者の支援という目的が明示されています。この協定の、もう一つの特徴は2項②に示されています。「会員企業は、本制度の趣旨を理解し、自主的かつ円満に解決できるよう努める」として、「健康被害者等との円滑かつ友好的な話し合いを促進するため本労働組合と協力する」としていることです。

救済制度は、日港協としての「会員支援の制度」であるが、解決のための

諸対応の迅速性が求められており、そのために、「友好的な話し合いを促進するための労働組合との協力と「情報提供」を重視しています。

一方で、国の責任について、第4項で四者協議(港湾労使と国交省、厚労省)の推進を確認していることも重要です。問題の一義的責任は国にあるとの認識から、四者協議で国の責任を問う枠組みを作ってきています。

これまで、二度の協議の実績はありますが、当初の目的通り進んでいないことも現実で、行政交渉のたびに提起されています。現在は、厚労省が課題を整理し、組合側もこれを検討しながら、あらためて四者協議を進めるよう土俵づくりに努力をしています。建設労働者が国の責任を問う裁判を起し、その責任を認めさせ、国家賠償制度の確立に踏み出す運動を進めていることはよく知られています。問題は、訴訟の手続きを取らなければ、国が「労働災害」と認めても、その責任は当該企業にあるという国の認識が変わっていないことです。各地区港湾は「相談窓口」を設置して、被災者の相談活動を取り組んでいます。全国港湾としても、この協定に沿って、被災者救済の取り組み促進を図っています。

①日港協は、会員企業の安定的かつ継続的な事業運営を支援するとの制度の趣旨を踏まえ、本助成金制度の適正かつ円滑な運営に努力すること。②会員企業は、本制度の趣旨を理解し、自主的かつ円満に解決できるよう努めること。なお、本労働組合から申し出があった場合、健康被害者等との円滑かつ友好的な話し合

いを促進するため本労働組合と協力するよう努めること。③日港協は、本制度の活用について、適宜、本労働組合に情報提供を行うこと。

第3項 石綿被災に対する国の責任については、その関与を労使一体となつて引き続き追求する。

第4項 石綿被災者の救済対策の国の関与を求め、四者協議を継続して行うこととし、その成果が得られるよう労使

を上げたのは1978年のことで、石綿ばく露作業に従事した労働者の疾病の業務上災害の認定についての通達を出します。しかし、ここには港湾労働者の荷役作業の例示が欠けていました。石綿のほぼ100%が船で輸入され、港湾労働者がはじめに石綿に触れることがわかっていたはずなのに、労災対象の例示から外していったのです。

その後、港湾労使が様々な安全対策を講じてきたことは、前回に紹介しましたが、こうした背景にあったからこそ、石綿被害の一義的責任は国にあるとの共通認識が生まれ、協定本文と第3項にこのことが書き込まれました。そのうえで、5億円の基金を確保することに合意(第1項)し、この基金は、巨額の被災補償を行わざるを得ない事業者の支援という目的が明示されています。この協定の、もう一つの特徴は2項②に示されています。「会員企業は、本制度の趣旨を理解し、自主的かつ円満に解決できるよう努める」として、「健康被害者等との円滑かつ友好的な話し合いを促進するため本労働組合と協力する」としていることです。

救済制度は、日港協としての「会員支援の制度」であるが、解決のための

諸対応の迅速性が求められており、そのために、「友好的な話し合いを促進するための労働組合との協力と「情報提供」を重視しています。

一方で、国の責任について、第4項で四者協議(港湾労使と国交省、厚労省)の推進を確認していることも重要です。問題の一義的責任は国にあるとの認識から、四者協議で国の責任を問う枠組みを作ってきています。

これまで、二度の協議の実績はありますが、当初の目的通り進んでいないことも現実で、行政交渉のたびに提起されています。現在は、厚労省が課題を整理し、組合側もこれを検討しながら、あらためて四者協議を進めるよう土俵づくりに努力をしています。建設労働者が国の責任を問う裁判を起し、その責任を認めさせ、国家賠償制度の確立に踏み出す運動を進めていることはよく知られています。問題は、訴訟の手続きを取らなければ、国が「労働災害」と認めても、その責任は当該企業にあるという国の認識が変わっていないことです。各地区港湾は「相談窓口」を設置して、被災者の相談活動を取り組んでいます。全国港湾としても、この協定に沿って、被災者救済の取り組み促進を図っています。